人権侵犯被害申告シート



(地方)法務局

支局提出

※明らかにしたくないこと、分からないことについては、 記入しないまま提出して差し支えありません。

①申告をしようとする人(申告者)に関する事項

(孫 樹斌 ソン ジュヒン) 年齢 47 SUN SHUBIN

住所

東京都江東区北砂5丁目20番10-609

080-4658-1518 電話番号



人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

②申告したい行為の内容

1.10 2021年12月20日 どこで 江東区役所

被害を受けた人

- ■申告者本人
- □申告者以外
 - •氏名
 - •住所

- 年齢
 - •電話番号

・申告者との関係

相手方

氏名

山崎 孝明

•年齢

•住所

•電話番号

申告者や被害者との関係

江東区長

(分かる範囲でお書きください)

どのようなことをされましたか、また、どのような被害を受けましたか

事件経緯 (概要)

2021年10月28日差押、個人情報の保護に関する法律、国税徴収法第四十七条 (差押の要件) 、第七十六 条(給与の差押禁止)、生活保護法、憲法第二十五条に抵触した。

2021年11月12日差押通知、国税徴収法第四十七条(差押の要件)に抵触した。

2021年12月16日相談、嘘を付け 地方税法の第十五条の五、第十五条の六、第十五条の七に抵触した。

2021年12月17日相談、威嚇した、憲法の第十一条に抵触した。

2021年12月20日深川警察署警察官に虚偽告訴をやった。刑法第百七十二条(虚偽告訴等)、第百九十三 条(公務員職権濫用)に抵触した。

2022年1月6日差押変価通知、違法行為を続く。

2022年1月13日江東区長への手紙(区へのご意見)(第一回)

2022年1月25日江東区役所納税課の返信(第一回) 憲法第十四条に抵触した。

2022年2月1日三菱UFJ銀行クレジットカード利用可能枠変更 刑法第第二百三十三条(信用毀損)に抵触 した。

2022年2月14日江東区長への手紙(区へのご意見)(第二回)

2022年2月15日人権侵犯被害申告-江東区役所納税課虚偽告訴

③人権擁護機関の関与を求める理由(選択してください)

- 口相手方に対し、人権侵害行為をやめるよう注意してほしい
- 口相手方との話合いを仲介してほしい
- 口被害を回復する方法等について助言してもらいたい
- □専門に取り扱っている機関を教えてほしい
- ■その他(具体的にお書きください)

日本国憲法と関連法律により 事件経緯を調査して 公又書で 中華人民共和国駐日本大使館領事部と被害

提出してください。違法者を警察に通報し、送検・公開審判すること。

④そのほかに人権擁護機関に伝えたいことがあればお書きください。

法テラスの信じられる弁護士を紹介して 裁判の行政事件訴訟を手続きをサポートすること。 虚偽告訴の刑事事件について 江東区から 書面で謝罪して 不正な差押を取消すこと。